

(仮称) 松本市人権を尊重し多様性を認め合うまちづくり条例 (骨子案)

1 前文

- (1) 社会環境の変化に伴い、人権を守るための新たな課題が生じています。
- (2) 本市においては、部落差別の解消に向けた取組みが差別撤廃の先駆けとして取り組まれてきました。

2 条例の目的

- (1) 人権尊重のまちづくりに向けた基本的な理念を定め、市並びに市民の役割を明らかにします。
- (2) 施策の推進に関する基本事項を定めることにより、人権を尊重し、多様性を認め合うことができるまちづくりを目指します。

3 基本理念

認め合うことができる多様性について記載し、人権尊重に向けた具体的な理念を示します。

4 人権侵害の禁止

誰もが、人権侵害となる行為（インターネットを利用した行為を含む。）をしてはならないことを明記します。

5 市の役割

基本理念に基づき、部局間で連携して必要な施策を推進するとともに、市民の人権意識の高揚に努めます。

6 市民の役割

互いの基本的人権を尊重するとともに、自らが多様性を認め合うまちのひとりであることを認識し、まちづくりに協力します。

7 教育及び啓発活動の充実

市と市民は、学校や公民館とも協力しながら、人権に関する教育や啓発活動の充実に取り組みます。

8 調査研究等の実施

市は、必要に応じ、人権に関する調査研究を行います。

9 推進体制の充実

市は、施策を効果的に推進するため、国、県及び人権関係団体等との連携を強めます。

10 審議会

- (1) 差別の撤廃や人権の擁護に関する施策について調査審議する機関として、審議会を設置します。
- (2) 審議会の委員について、任期等を定めます。